

広島県病院薬剤師会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は広島県病院薬剤師会と称する。
- 第 2 条 本会は広島県を地域とする。
- 第 3 条 本会は事務局を会長もしくは副会長の所属する施設におく。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理的水準及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、地域住民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
 - (2) 薬剤師の資質向上並びに技術向上に関する事項
 - (3) 薬事衛生の普及に関する事項
 - (4) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項
 - (5) 薬剤師の地位向上と処遇改善に関する事項
 - (6) 機関紙その他刊行物発行に関する事項
 - (7) 調査研究に関する事項
 - (8) 国際交流に関する事項
 - (9) 関連諸団体との協力及び連携に関する事項
 - (10) 薬学教育および後進薬剤師の育成に関する事項
 - (11) その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は正会員、特別会員、名誉会員、有功会員、準会員及び賛助会員とする。
- 正会員、特別会員は同時に一般社団法人日本病院薬剤師会の正会員、特別会員となる。
- 正会員以外は、総会における議決権を行使できない。
- 2) 正会員は病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師とする。

3) 特別会員は薬剤師免許を有し、正会員以外であって、本会の目的および事業に賛同する個人とする。

4) 名誉会員及び有功会員は本会に対し顕著な功績のあったもので、会長もしくは理事の推薦により理事会の承認を経て決定する。

5) 準会員は他県の病院薬剤師で理事会の承認を得たものとする。

6) 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助するために入会した団体又は個人とする。賛助会員は、本会が開催する事業に参加することができ、会員名簿(賛助会員の社名、住所、連絡先も掲載)、会誌等が送付される。

第 7 条 本会に入会しようとする者は、所定の用紙で届出をしなければならない。

2) 会員で退会しようとする者は、所定の用紙で届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3) 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

第 8 条 会員は本会所定の会費を納入する義務を負う。

2) 会費は、正会員・特別会員12,000円、準会員4,000円、賛助会員一口30,000円とする。

3) 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しない。

第 4 章 役 員

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

常任理事、理事 若干名

監 事 2名

日本病院薬剤師会代議員 日本病院薬剤師会から割り当てられる人数

(日本病院薬剤師会代議員については、同数の予備代議員をおくことができる。)

第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2) 副会長は会長を補佐し会務を掌り、会長事故あるときはその職務を代理する。

3) 常任理事及び理事は会長及び副会長を補佐し会務を分掌する。

4) 監事は会務及び会計を監査する。

5) 日本病院薬剤師会代議員は社団法人日本病院薬剤師会定款に定める任務を履行する。

第 11 条 会長及び監事は総会において選出する。会長は正会員のうちから選出するものとし、監事はその限りでない。

2) 副会長、常任理事及び理事は正会員及び特別会員のうちから会長が委嘱する。

3) 日本病院薬剤師会代議員は正会員のうちから総会において選出する。

第 12 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2) 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 13 条 本会に専務理事1名を置くことができる。

2) 専務理事は第9条の規定に関わらず理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3) 専務理事は会長を補佐し会務を掌る。

第 14 条 本会の目的達成のため、理事会の承認を経て委員会を置くことができる。

2) 各委員長は常任理事及び理事のうちから会長が委嘱する。

第 5 章 会 議

第 15 条 会議は総会、常任理事会及び理事会とする。

第 16 条 総会は正会員及び特別会員で構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2) 定期総会は年1回原則5月31日までに会長が招集する。

3) 臨時総会は理事会が必要と認めるときまたは、会員の5分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき会長が招集する。

4) 総会は会員の4分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

5) 総会の議長及び副議長は出席会員の互選により選出する。

6) 総会は本会則に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- ・事業計画ならびに予算の決定
- ・事業報告ならびに決算の承認
- ・会則および諸規定の制定ならびに改廃
- ・その他本会運営に関する重要な事項の承認

7) 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決議される。

第 17 条 常任理事会及び理事会は、会務の執行に関して協議する必要があるとき、会長が招集する。

2) これら会議は本会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- ・総会議決事項の執行に関する事項
- ・総会に付議すべき事項
- ・その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3) 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成する。

会長は緊急を要する事項については常任理事会で決定することができる。但し、決議内容については理事会に報告し承認を得るものとする。

常任理事会の議長は会長とする。

4) 理事会は会長、副会長、常任理事、理事、監事をもって構成する。

理事会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。

理事会の議長は副会長のうち一人があたるものとする。

監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

5) これら会議の議事は、出席者会員の過半数の同意をもって議決される。但し、可否同数の場合は会長が決める。

第 6 章 支 部

第 18 条 本会に支部をおく。

2) 支部に支部長をおき、理事のうちから会長が委嘱する。

3) 支部長は支部の運営にあたるとともに本会と支部会員の緊密な連絡にあたる。

第 7 章 会 計

第 19 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 20 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

第 21 条 会費は総会の決議をもって賦課する。

第 8 章 会則の変更

第 22 条 本会則の変更は総会において出席会員の過半数の同意を必要とする。

2) 本会則の変更は総会の議決日より実施する。

附 則

1. 本会則は昭和40年6月13日から実施する。

2. 昭和60年5月11日 改正

3. 平成13年5月19日 改正

4. 平成24年5月12日 改正

5. 平成25年5月11日 改正

6. 平成28年5月14日 改正